

ESPO

NO. 612

2023. 5月25日発行

 宮城県中小企業団体中央会
Miyagi Prefecture Federation of Small Business Associations

「ESPO」とは…フランス語のESPOIR（エスポワール）の略で「希望」の意味です。社会にとって明るく可能性と希望に満ちた存在であり、バイタリティあふれる中小企業を象徴するものとして命名しました。



宮城県中小企業団体中央会 令和5年度（第67期）通常総会開催のお知らせ

本会の令和5年度（第67期）通常総会は、下記のとおり開催いたします。

日 時	令和5年6月12日（月）14：00～
場 所	江陽グランドホテル5階 鳳凰の間（仙台市青葉区本町2丁目3-1）

2023年度 全国中小企業青年中央会（UBA） 通常総会〔宮城県開催〕のお知らせ

本年、全国中小企業青年中央会の通常総会が、下記のとおり宮城県で開催されます。

日 時	令和5年6月16日（金）
プログラム （予定）	14：00 通常総会 15：15 UBAサミット 18：00 交流懇親会
場 所	江陽グランドホテル（仙台市青葉区本町2丁目3-1）
参加人数	250人（予定）

通常総会の開催にあわせて北海道・東北の物産販売を実施いたします。
ご支援ご協力お願い申し上げます。

Contents

03 トピックス

- 宮城県屋外広告美術協同組合
「官民合同の街歩きタウンミーティングを通じた地域貢献活動の推進」

04 ● 通常総会の運営手順から終了後の諸手続きについて

06 経営相談室

- 宮城県中小企業団体中央会 令和5年度支援事業のご案内

10 コラム

- 中小企業におけるDXの推進について
東北学院大学 情報学部データサイエンス学科
教授 坂本 泰伸 氏

12 景況レポート

13 経営相談室

- 「組合員の脱退の取り扱い」について（組合法解説 vol: 7）

14 お知らせ

- 次世代放射光施設（Nano Terasu）視察を実施しました
- 宮城県中小企業団体青年部連絡協議会（Miyagi-UBA）令和5年度通常総会を開催
- 令和5年度 宮城県中小企業団体中央会組織・機構図
- メルマガ登録者募集しています！

16 広告

- 中小企業退職金共済事業本部



表紙の写真
松山酒ミュージアム

伝統的な手作りの酒造りに使われていた桶や樽などの道具類を実際に見ることができる松山酒ミュージアム。お酒の歴史や酒造りの工程が分かりやすく模型やパネルを使って紹介されています。大崎地域に受け継がれている発酵文化や発酵食について学ぶことができます。
（写真提供：宮城県観光プロモーション推進室）

宮城県屋外広告美術協同組合

「官民合同の街歩きタウンミーティングを通じた地域貢献活動の推進」

行政や地元商店会等と連携した『経年劣化した屋外広告物や違反広告物の点検事業(街歩きタウンミーティング)』を通して、街の安全・安心を推進している宮城県屋外広告美術協同組合をご紹介します。

当組合は、昭和45年4月8日設立と50年以上の歴史があり、現在72名の組合員で構成されています。

主に共同受注事業や労働保険事務組合の事業など複数の事業を実施し、全国各地で起こる看板の落下事故等を未然に防ごうと、特に組合員の点検業務を含めた知識・技能レベルを高める教育情報事業に力を入れて実施しています。

2010年に、国土交通省が9月1～10日を「屋外広告物適正化旬間」と定め、屋外広告物の適正管理の普及啓発を目的として、官民で協調した運動を展開したことがきっかけとなり、行政や地元商店会等と連携した屋外広告物の点検事業「街歩きタウンミーティング」を開催しています。

この事業では、危険な屋外広告物の改善・撤去に向けて、県・自治体・商店会等と合同で商店街等の屋外広告物を見て回り、意見交換を行っています。実施後、違反広告物や経年劣化した屋外広告物等の広告主や管理責任者に対して、自治体から改善を周知してもらうなど、行政とも連携して市民の安全確保や県内各地の景観の保全に努めています。

また、最近では、宮城県立仙台高等技術専門校とも連携し、学生にもタウンミーティングに参加してもらい、交流を図りながら実施しています。

参加した方々からは、「安全という観点で街歩きをすると、普段の日常生活では気付かなかった危険性のある看板の実態を知ることができた。」「小学生の通学路もプロの目線で点検してもらうことで、子供の安全確保に繋がる」の他、学生からも「学校にいただけでは学ぶことができない、実際のさびの進行具合や劣化を見られて良い経験になった」などの意見があり、実際に目で見ることで、街の看板を点検することの重要性を行政や地域住民と共有するとともに、次世代を担う学生に当業界を知ってもらうきっかけにもなっています。

当組合では、上記以外にも屋外広告の日(9月10日)に合わせて、地域の街づくりや安全対策に貢献する活動を行っている他、屋外広告物に関する展示会やコンクールの開催や地域社会と連携しながらCSR(企業の社会的責任)やCSV(共通価値の創造)に取り組むなど屋外広告業の振興も図っています。

〈佐々木理事長から一言〉

当初、試行錯誤しながら開催してきた「街歩きタウンミーティング」も地域住民、自治体、商店会、学校関係の皆様のご協力の下、今年で第10回を迎えます。今後もこの事業で育んできた「ご縁」を大切にしながら、業界・行政・市民の3者がそれぞれ安全意識を持ち、手を携えながら今後も安全確保に努めて継続していきます。



佐々木理事長



タウンミーティング後の意見交換の様子



発見した劣化箇所



街歩きタウンミーティング

宮城県屋外広告美術協同組合

理事長 佐々木 慎太郎 氏

組合員数 72名

住 所 仙台市宮城野区原町三丁目4番10号

T E L 022-257-0437

～通常総会の運営手順から終了後の諸手続きについて～

I. 通常総会における役員改選に係る代表理事選定について

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について、「法律及び定款に基づかない不適切な方法である」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出ております。各組合におかれては以下の点にご注意ください。
※総代会制の組合は「総会」を「総代会」と読み替えてください。

■法務局より「不適切」と指摘されている手順

- 1) 通常総会において、役員改選の件として理事及び監事を選出
- × 2) 総会を一旦中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選定
- × 3) 総会を再開し代表理事(及びいわゆる役付理事)を紹介
- 4) 総会終了

〈解説〉

定款で理事の任期を任期中の第〇回目の通常総会の終結時まで延長している組合は、総会が終結するまでは、新理事の任期は開始しておらず、総会を中断して開催した理事会は有効とはならない。

〈ポイント〉

- ① 代表理事選定のための理事会は、原則として総会終結後に行う必要がある。(代表理事が重任する場合を含む)
- ② 理事の任期は総会の「終結時」までであり、総会終結前に新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高い。

II. 通常総会終了後の諸手続きについて

組合は、通常総会終了後に各種届出や登記申請の諸手続きを行うことが法律により定められています。これらには何れも期限が定められており、提出なき場合は過料の対象となるほか、所管行政庁による解散命令の対象となることがあります。

1. 決算関係書類の提出(通常総会終了後2週間以内)

(様式は「組合の年度末事務手引」P 55～参照)

決算関係書類は、通常総会終了後2週間以内に所管行政庁宛てに提出することが義務付けられています。

※中央会提出用には組合員名簿(1部)の添付も併せてお願いいたします。(様式は「組合の年度末事務手引」P 82参照)

2. 役員変更届書の提出(変更後2週間以内)

(様式は「組合の年度末事務手引」P 58～参照)

役員に変更があった場合(①～③が該当)、2週間以内に所管行政庁宛てに提出することが義務付けられています。

- ① 役員改選(補選等も含む)において役員構成に変更があった場合
 - ② 役員が死亡又は辞任した場合
 - ③ 役員の氏名及び転居等による自宅住所の変更など
- なお、役員全員が重任(再任)し、役職や自宅住所等の変更が一切無い場合、提出は不要です。

※1及び2の提出書類は、【表1】のとおりです。

※組合の年度末事務手引=令和3年2月発行を参照



【表1】

届出事項	期 間	必要部数（中央会提出用を含む）
<p>・決算関係書類提出書 （鑑、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）、総会（又は総代会）議事録</p>	総会終了後2週間以内	2部 ※提出先が複数の所管行政庁の場合は提出先数+1部
<p>・役員変更届出書 （鑑、変更した事項を記載した書面、変更の年月日及び理由を記載した書面、理事会議事録、総会議事録（※1）、役員選挙録（投票の場合）（※2） <u>ただし、通常総会にて役員選挙と決算関係書類の承認が行われた場合は※1と※2は省略できます。</u></p>	変更後2週間以内	

（注）期限内に必要な部数を本会にご提出ください。（本会より所管行政庁に提出いたします。）

3. 定款変更認可申請（総会終了後、速やかに）

（書式は「組合の年度末事務手引」P 62～参照）

総会で定款変更を議決（特別議決）した場合には、総会終了後、速やかに所管行政庁に申請し認可を受けなければ、その効力は発生しません。（所管行政庁の認可を受けた時点で初めてその効力が発生します。）

なお、提出書類は次のとおりです。

- ① 定款変更認可申請書（鑑）、② 定款変更理由書、③ 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面（新旧条文対照表）、④ 定款変更を決議した総会議事録

以上の書類を本会宛て、必要部数をご提出ください。

（注）組合員資格の追加や地区の拡大等、変更する内容によっては所管行政庁が変わるケースもあります。また事業の追加を行う場合は、提出書類として事業計画書や収支予算書を添付する必要があります。その他、関連する条文の変更が必要となる場合もありますので、総会提出議案の内容を検討される段階で事前に本会担当者までご相談ください。

なお、登記事項に係る定款の変更を行った場合は、所管行政庁の認可書到達後2週間以内に法務局宛て変更登記申請を行う必要がありますのでご注意ください。

◎定款変更認可申請書の必要部数

提出先（所管行政庁）	部 数（中央会提出用を含む）
宮城県又は市町村の場合	3部
複数の行政庁の場合	提出先数×2部+1部

4. 変更登記の申請（変更事由発生後2週間以内、出資の総口数及び出資総額の変更の場合は事業年度終了後4週間以内）

登記事項（代表理事、組合名、事務所所在地、事業、公告方法、出資の総口数、出資総額、地区等）に変更があった場合は法務局に対し変更登記の申請を行う必要があります。

役員改選が行われた場合には代表理事の変更登記を必ず行わなければなりません。（改選の前後で代表理事に変更が無くとも登記が必要です。）代表理事は、総会（又は総代会）で選ばれた理事による理事会で選定されます。理事会で選定され就任した後、2週間以内に登記をする必要があります。

なお、改選前の代表理事が役員に残らない場合など、理事会議事録に代表印（法務局届出印）を押印できない場合は、理事会出席理事・監事全員の実印と印鑑登録証明書が必要となりますので、ご注意ください。

組合員の加入・脱退に伴う出資の総口数、出資総額の変更登記は、その都度登記する必要はなく、事業年度末から4週間以内にまとめて登記すれば足ります。

なお、登記を怠った場合は過料の対象となりますのでご注意ください。

経営相談室

宮城県中小企業団体中央会 令和5年度支援事業のご案内

各事業の詳細等につきましては、本会各担当職員にお問い合わせください。

研修会やセミナー等を開催したい

■集中支援事業（オーダーメイド研修）〈対象経費の1/2を補助〉

組合等が組合員企業に対する情報提供等を目的に研修会やセミナーを開催する場合に、講師謝金や会場借料などに係る費用の1/2を助成します。

また、実施テーマや、講師の手配についてもご相談に対応します。

※本事業をご利用頂いた際の実際のテーマ例※（令和4年度は46組合等が活用）

ヒューマンエラーと労働災害防止対策／ハラスメント事案と職場環境整備／事業承継の現状とポイント／インボイス制度への対応について／サイバーセキュリティに関する基本知識の習得／内部統制組織の確立／個人情報保護法改正～漏えい事例と予防策～／インボイス制度と電子帳簿保存法／新規採用者研修会／ハラスメント対策と服務規律遵守／元気な職場をつくる～ゼロ災害をめざして～／働き方改革とパワハラ防止法の対応／

専門家に相談したい・経営上の課題解決に取り組みたい

■組合活性化支援事業（専門家派遣）〈対象経費の全額を補助〉※募集枠は6組合程

専門家（中小企業診断士・税理士・社会保険労務士など）を複数回（5回程度を目安）派遣し、組合が抱える経営課題の解決に向けて取り組みます。取り組むテーマは、既に組合で抱えて問題になっている事案はもちろんですが、「財務体質を改善するための調査分析」や「将来ビジョンの策定」など、これから取り組むべき内容を明確化していきたい場合にも、本事業を活用できます。

組合に小人数の会議体（委員会など）を設け、専門家と本会職員が加わり、「現状把握と課題の抽出」「専門家からのアドバイス」「課題解決への取り組み（計画策定や実施に対する支援）」の流れで事業を進めます。

【ご利用テーマのイメージ】

- ・組合の新規事業計画の立案や組合組織体制の見直しについて研究、検討したい。
- ・組合員各社に共通する経営課題の解決（インボイスなど）に向けて対応策を検討し、取り組みたい。
- ・組合や組合員企業で経営革新計画の認定、経営力向上計画の承認を受けたい。
- ・BCPを策定したい。（事業継続力強化計画の認定を受けたい）
- ・組合の共同施設（設備）のリニューアル（導入）に向けた諸課題を抽出し対応策を講じたい。 etc…

■個別専門指導（専門家派遣）〈対象経費の1/2を補助〉

組合等が抱える問題や経営課題の解決やその予防のため、本会が委嘱した専門家（弁護士・税理士など）を派遣（1回又は2回程度）し、必要な支援を行います。取り組むテーマは、法務分野・会計・税務分野・労務分野・デジタル化・情報分野・組合等組織運営分野・BCP等危機管理対策分野（新型コロナウイルス感染症対策分野を含む）など。原則として日時を定め、所定の場所に於いて実施します。

事業等の強化を図りたい

■取引力強化推進事業 〈補助対象経費の2/3を補助〉

組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組みに対して支援を行います。

補助対象者 小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人）が主たる構成員の組合等）

補助金額 1件当たりの補助金額は500千円（税抜）を上限（下限額は100千円（税抜））とし、補助対象経費総額（税抜）の2/3を助成

補助対象経費 謝金、消耗品費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

【ご利用のイメージ】

- ・効果的な商品カタログやパンフレットを作成して集客力をアップ
- ・組合や組合員の魅力ある活動を広報するWebサイトの構築
- ・組合の事業や組合員の受注・販売促進のためのイベントチラシの作成



様々な法令施策等の内容を詳しく知りたい

■制度改正等の課題解決環境整備事業 〈補助対象経費の全額を補助〉

国の法令施策等の周知、働き方改革及びデジタル化への対応など経営改善等の支援を行うため、中小企業診断士や社会保険労務士、ITコーディネーター等の専門家の派遣を行います。組合だけでなく、組合員企業の皆様も単独でご利用いただけます。

※法令改正（条例の改正を含む）等を伴わないテーマ及び内容は対象外

【ご利用テーマのイメージ】

- ・事業再構築補助金の活用について、制度の詳細内容、事業適用案件としての可能性を確認したい。
- ・働き方改革への取り組みを加速化させたいので、労働関連支援制度全体の概要を知りたい。
- ・生産性の向上及びデジタル化対応支援のための専門家を派遣してほしい。 etc…

経営相談室

■事業環境変化対応型支援事業（インボイス支援事業）〈補助対象経費の全額を補助〉

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されます。このインボイス制度の導入によって、消費税の課税事業者である組合や組合員はもちろん、免税事業者であっても影響を受ける場合があるものと考えられ、インボイス制度について正しく理解し、自社の取引の状況に応じて適切な対応を進めることが重要です。そこで、本会ではインボイス制度開始に向けて、制度の内容をご理解いただき、事業者の方々が円滑に準備が進められるよう、税理士等の専門家を派遣して支援いたします。

【ご利用テーマのイメージ】

- ・インボイス制度の概要と実務のポイントを知りたい。
- ・インボイス制度対応に必要なデジタル化対応支援のため専門家を派遣してほしい。

■運転資金や設備資金を調達したい

■中央会組織金融制度

宮城県中央会の会員組合を対象に、商工中金仙台支店が窓口となり融資を行います。組合の合理化や設備投資等のために必要な運転資金及び設備資金、組合員企業への転貸資金にご活用いただけます。

【融資条件】

- 1 組合 5億円以内、期間15年以内
- 組合が商工中金に出資していること

【利率】

- 期間が7年以内の場合は、**固定金利1.0%**
- 期間が7年超10年以内の場合は、**商工中金所定の貸出利率-0.3%（固定金利）**
- 期間が10年超15年以内であれば、**商工中金所定の貸出利率（変動金利）**
- （※貸出期間が7年超の場合は長期プライムレートが下限）

（商工中金の審査の結果、ご融資できない場合もあります。組合員企業の皆様が自社の運転（設備）資金としてご利用頂くことも可能ですが、その場合は所属している組合の定款に金融転貸事業が規定されていること等が前提となります。）

■中央会推薦貸付

宮城県中央会の会員組合・組合員企業を対象に、商工中金からの融資に対して優遇金利で融資を受けられるよう中央会が推薦する制度です。組合又は組合員企業が必要な運転資金及び設備資金にご活用いただけます。

【融資条件】

- 1 組合（又は1企業）1億円以内
- 組合が商工中金に出資していること
- 所定の支援テーマ*に取り組むための資金であること

【利率】

- 商工中金所定の貸付利率-0.3%（固定金利）**
- （※貸出期間が5年超の場合は長期プライムレートが下限）

*支援テーマ ①新設組合支援 ②ものづくり支援 ③地域資源活用支援（農商工連携を含む） ④事業承継支援 ⑤海外展開支援 ⑥協業化促進支援 ⑦女性・子育て支援 ⑧環境対策支援 ⑨BCP支援 ⑩再生可能エネルギー活用支援 ⑪組合間連携支援

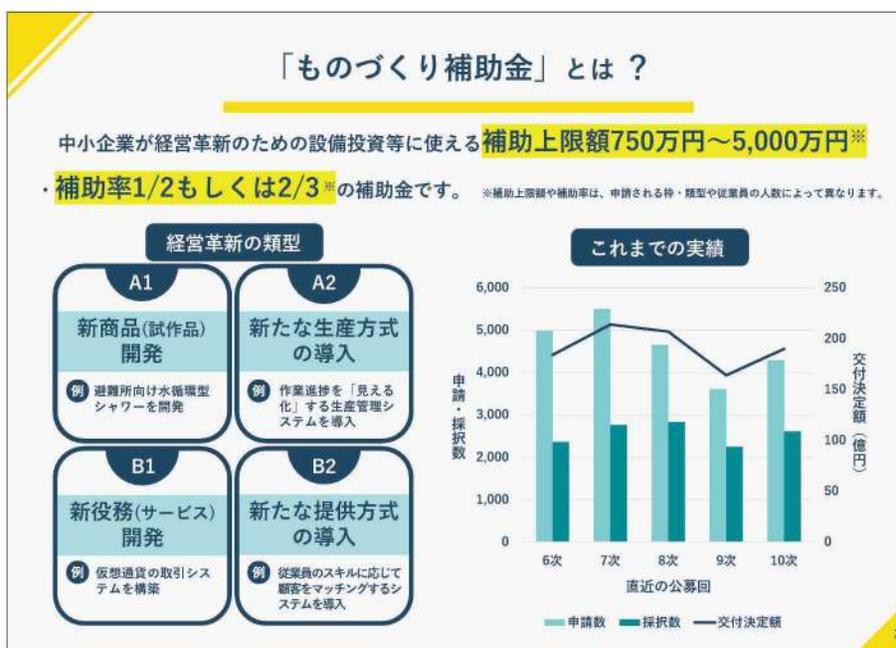
（商工中金の審査の結果、ご融資できない場合もあります。組合員企業がご利用頂く場合は、組合の定款に金融事業の規定が無くても結構です。）

設備投資等について支援を受けたい

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

この補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆様が取り組む、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもので、宮城県中央会は県地域事務局として主に補助金採択後の事業者様を支援する役割を担っています。ネーミングから、工業系製造業が主な対象という印象を受けますが、身近なところでは、街中（まちなか）の菓子店や喫茶店などのほか、トラック運送、歯科、スポーツ健康関連、自動車整備など幅広い業種の皆様がご活用されています。（※組合に於ける共同設備導入にご活用頂くことも可能です。）

公募申請時期等はその都度本会のホームページ等でご案内しておりますが、申請に際してその要領等を詳しく説明して欲しいとのご要望も頂いていることから、本会ではそれぞれ各業界で皆様が集まるような場でご説明をさせて頂く対応もしております。



仙台市内に所在する組合を対象とした支援事業

■仙台市受託事業 〈対象経費の全額を補助〉 ※本事業は仙台市からの委託に基づき実施しています。

仙台市内の中小企業組合の活性化や課題の解決を図るため、講師を招いて行う「研修会」や専門家派遣による「個別相談」、調査・研究を実施する「研究会」に要する経費を支援します。

事業対象者 仙台市内の商店街振興組合、協同組合、任意商店会など

対象事業 講演会、研修会、専門家派遣による個別相談、調査研究事業（ビジョン作成・市場調査・アンケート調査等）

対象経費 講師謝金、講師旅費、会場借上料、アンケート調査費等

【ご利用テーマのイメージ】

- ・ 商店街（組合）におけるDXの推進【研修会】【専門家派遣】
- ・ 各社（店）に入社した新人社員のビジネスマナー研修を共同で開催したい【研修会】
- ・ SNS活用セミナー【研修会】
- ・ 業界における新規市場開拓の調査【調査研究】

中小企業におけるDXの推進について

東北学院大学 情報学部データサイエンス学科
教授 坂本 泰伸 氏

『ESPO』読者の皆さま、こんにちは。昨年度から引き続き、今年度も東北学院大学の教員がこちらのコラムを担当させていただきます。前半3回分のコラムでは、2023年3月に発行された611号の内容を継続し、DX (Digital Transformation) に関する情報を皆さまにお届けいたします。後半3回分ではSDGsをテーマとした話題をご提供したいと考えております。これから1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の記事では、前回の内容をおさらいしながらDXに関する議論を深掘りしていきます。今回は「中小企業におけるDX化がもたらす効果」というタイトルで、「DXとは何ものなのか？」について考えました。そこで重要であると述べたのは、DXが目指すものは単なるIT化とは異なり、デジタル技術を活用しながらビジネスプロセスを改革し、新しい価値を創造することが目的であるという点です。IT化は、主として生産性の向上や効率化を目指すものですが、DX化は競争力の強化にとどまらず、企業の新しい価値や強みを創出することまで射程に含んでいます。再掲（といっても、少し見易くリサイズしています）になりますが、IT化とDX化の関係性を図1のように説明しました。この図は、DX化に必要な要素の中にIT化が含まれており、IT化が進んでいない企業においては急いでDX化を進めるのではなく、まずは足元を見てIT化を正しく進めるべきであることを表しています。

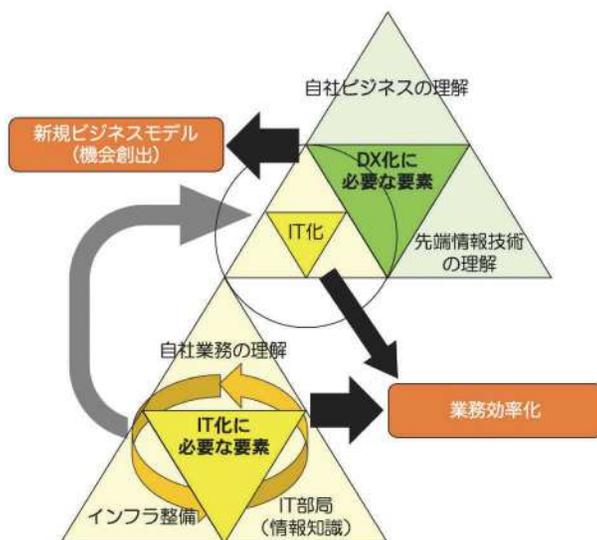


図1: IT化とDX化に必要な要素とその関係

現在(2023年)では、民間でもさまざまなDX化の取り組みが進められていますが、日本のDXは政府主導によって始まったのではないかと考えています。2020年、自由民主党政務調査会デジタル社会推進特別委員会は、「デジタル・ニッポン2020～コロナ時代のデジタル田園都市国家構想～」という提言を出しました。この提言では、図2のような構成が示されており、「成長と分配の好循環、課題解決による市場の拡大により付加価値を高めて成長する社会」を経由して、「誰もが成長と幸せを実感できる持続可能な社会」に到達することがゴールとして設定されています。話が脇道にそれてしまっていますが、このようなゴールが設定されていることから、先に述べたように、今年度後半のコラムではSDGsに関連する記事を掲載したいと考えています。さて、同年には菅義偉氏が第99代内閣総理大臣に任命され、組閣に際してデジタル改革相というポストを新設します。皆さまの記憶にも新しいところだと思いますが、その翌年にはデジタル庁が発足することになります。デジタル庁は、国家行政組織法の適用対象外であり、必要な事項はデジタル庁設置法が規定しています。その第三条一項に、デジタル庁の任務が定められていますので、ご興味のある方はぜひご覧ください。ここからは、あくまで筆者の推測に過ぎませんが、デジタル庁が最終的な目標としているのは、DX化を進めることで、この「誰もが成長と幸せを実感できる持続可能な社会」を構築することではないかと考えています。

	これまで	これから	ゴール
価値観	<ul style="list-style-type: none"> 短期収益重視 大都市集中(利便性) リアル空間(物理的制約) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献重視(社会課題解決) デジタル田園都市国家(Well-being) バーチャル空間(メタバース) 	成長と分配の好循環、課題解決による市場の拡大により付加価値を高めて成長する社会
成長エンジン	<ul style="list-style-type: none"> Web2.0(巨額プラットフォームの支配) 従来型集中管理組織 効率化/生産性向上 従来型産業 	<ul style="list-style-type: none"> Web3.0(分散化で誰が主導が広がる世界) 分散型自立組織(DAO等) 新たな付加価値(NFT等) 新規創業(次世代産業、スタートアップ) 	
足元を固める	<ul style="list-style-type: none"> 司令塔としてのデジタル庁の強化 行政DXの強化 規制・制度の構造改革の強化 デジタル推進人材の育成 社会全体のDX 		誰もが成長と幸せを実感できる持続可能な社会

図2: (出典) デジタル・ニッポン2022, 自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部

このように政府主導で始まったDXですが、民間でもさまざまな取り組みが進められています。製造業では、AIやIoT技術を活用した工場の自動化や品質管理の改善、小売業などでは、ネットショップの開設や顧客データの分析などを通じて、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出が進められています。このように

書くと、社会の至るところでDX化が加速度的に実現してきているように思えますが、実際のところ、そこまで普及しているわけではありません。製造業におけるDXと一言で括っても、実際のバリューチェーンには、開発や調達、生産や販売といった多層のプロセスが存在し、それぞれが互いに関連し合っていることがDX推進の難しいところですが、DX推進の理解を簡単にするために、まずは生産プロセスのみで考えてみたいと思います。生産プロセスのDX化には、インダストリー4.0が主眼とするスマート工業（スマートファクトリー）を避けて通ることはできません。IoTを活用して生産ラインで用いられる製造機器をネットワークに接続するとともに、センサーで機器や人員の動線などをモニター（情報収集）しながら、生産活動の最適化や情報管理の効率化を目指すものです。スマートファクトリーは、データというエビデンスに基づいた経営、すなわちデータ駆動型の経営という理想を実現させるための基礎部分になります（しつこいようですが、DXは新しいビジネスモデル創出を目指しているので、スマートファクトリーの実現だけではIT化が達成されただけであると筆者は考えています）。

このスマートファクトリー実現を目指す過程でも、工場やラインの責任者の中には、現状でも問題なく生産ラインが稼働している状況で「未知の障害が発生する可能性を捨て切れないにも関わらず、新たなチャレンジをする必要があるのか？」という疑問を持つ方もおります。また、現場サイドだけではなく経営サイドにも同様の考えを持つ方がおられる場合もあるでしょう。まずは、このような考え方を改善するプロセスが必要になります。特に、経験豊富なベテランの方ほど、現場の業務は円滑に行われていると感覚的に理解している場合が多いので、さまざまな情報を可視化することの必要性に駆られませんが、さらに、生産活動の最適化や情報管理の効率化によって、すぐに社員の業務にプラスの効果が現れるかと問われると、その答えはベテラン社員や熟練工であればあるほど「否」となるでしょう。業務に効果が出ないのであれば、生産活動の最適化や情報の可視化は不要だと思われるかもしれませんが、その考えは間違いです。

ベテラン社員や熟練工が持っている言語化されていない経験や知識を「暗黙知」と呼びますが、スマートファクトリーの実現によって彼らの業務処理の内容や行動をデータ化することで、ベテラン社員や熟練工と呼ばれる所縁となった特徴を「形式知」として蓄積することができます。ベテラン社員や熟練工の持つ暗黙知は企業の金融資産であり、形式知は実物資産であると考えるとわかりやすいかもしれません。ベテラン社員や熟練工にとっては、定年まで業務を全うすればひとつの区切りになりますが、企業は優秀な人材が去っても、生産を停止することもできませんし、効率を下げることも許されません。人材が持っていたノウハウが暗黙知のままであれば、彼らが企業を去ると100%の減資となって消滅してしましますが、形式知という実物資産として蓄積しておくことで、これを新人教育用のAI構築などに再利用することが可能です。暗黙知が形式知となり、この形式知がAIを育て、そのAIが新人を教育し、成熟した人材が生み出す新たな暗黙知からさらに形式知が生成され、次世代教育用AIの開発に再び利用される。このような、従来にはない教育サイクルの実現が可能になります。この教育サイクルは、新たな企業の価値と捉えることができます。

これはあくまで、生産プロセスという環境におけるDXの一例です。皆さまに理解して頂きたいのは、このような価値創出がIT化抜きでは実現できないということです。また、ITやDXは、人間の仕事を奪う道具ではありません。DXを推進することでベテラン社員や熟練工が不要になるのではなく、彼らの役割が精度の高い製品を生み出すことから、精度の高い製品を生み出すための知識創出へと変化していくのです。今回の例のように、企業の見えない価値を探し出す際には、経営者が現場を知っていることは大きな強みになります。中小企業は、現場と経営の距離が近いからこそ、このようなベテランの暗黙知を経営サイドが収集しやすい環境ではないかと思えます。

まずは、DXの重要性や可能性について議論する場や、現場サイドと経営サイドが情報共有する機会を作ってみてはいかがでしょうか。

〈プロフィール〉

千葉県千葉市出身。父親の仕事の関係で、東京、千葉、大阪、福岡での生活を経て、山形大学で基礎理学を学び、2001年新潟大学大学院自然科学研究科博士後期課程を修了。その後、立教大学、東北大学のポスドクの職を経て、2006年に東北学院大学教養学部情報科学科に着任する。素粒子実験で用いられるコンピュータシステムの設計やソフトウェア開発を行っていたが、現在は、情報科学（CMC：Computer Mediated Communication）を専門として、ソフトウェアを仲介とした業務効率化やコミュニケーション支援、教育支援分野の研究を進めている。また、同大の地域連携センター長として、地域連携事業を推進している。人生の半分以上を北日本で暮らし、やっと東北人になれたと思っているのが本人の心の大きさやかなアイデンティティ。しかし、日本全国で暮らしていた関係で、あちこちの訛りが入る喋り方が特徴のため、周囲からはそう思われてはいない。



- 情報連絡員による令和5年3月の県内中小企業の景況報告は、業界全体として「好転」が9.5%、「不変」が61.9%、「悪化」が28.6%、業界全体の「景況感DI」は-26.2ポイント（前月比±0）となった。
- コロナ感染対策の緩和やインバウンドの増加による人流の回復により、小売業やサービス業、商店街等の非製造業を中心に景況感が改善した一方、エネルギー・原材料価格の高騰と価格転嫁の遅延等による経営への悪影響は続いており、収益悪化・先行き不透明感に苦慮しているコメントが引き続き数多く寄せられている。

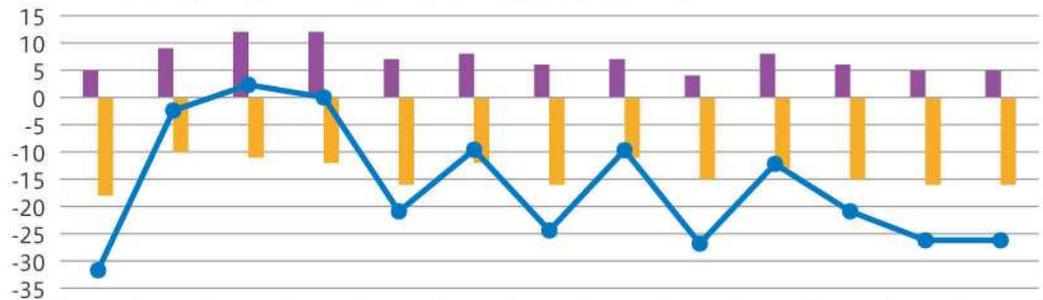
情報連絡員報告をもとに景況についてDI値を作成しました。業界の景況についての項目を「好転」割合から「悪化」割合を引いた値をもとに作成し、その基準は右記のとおりです。

30以上	10～30未満	10未満～△10	△10超～△30未満	△30以下
				
快晴	晴れ	曇り	雨	大雨

県内の景況天気図（前月比DI値）

	売上高	収益状況	県内の景況
製造業	 23	 △15	 △23
非製造業	 38	 △10	 △17

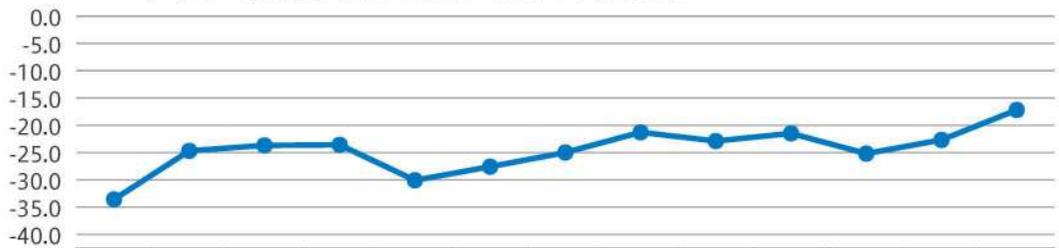
宮城県 景況DI値の推移【前年同月比】



	R4年3月	R4年4月	R4年5月	R4年6月	R4年7月	R4年8月	R4年9月	R4年10月	R4年11月	R4年12月	R5年1月	R5年2月	R5年3月
好転	5	9	12	12	7	8	6	7	4	8	6	5	5
悪化	18	10	11	12	16	12	16	11	15	13	15	16	16
業界の景況【前年同月比】	31.7	-2.4	2.3	0.0	-20.9	-9.6	-24.4	-9.7	-26.8	-12.2	-20.9	-26.2	-26.2

好転 悪化 業界の景況【前年同月比】

全国 景況DI値の推移【前年同月比】



	R4年3月	R4年4月	R4年5月	R4年6月	R4年7月	R4年8月	R4年9月	R4年10月	R4年11月	R4年12月	R5年1月	R5年2月	R5年3月
業界の景況【前年同月比】	-33.6	-24.7	-23.7	-23.6	-30.1	-27.6	-25.0	-21.3	-22.9	-21.5	-25.2	-22.7	-17.2

業界の景況【前年同月比】

各業界の詳細（前年同月比、業界の動き）が必要な方は本会までご連絡ください。

経営相談室

「組合員の脱退の取り扱い」について（組合法解説 vol: 7）

組合からの脱退

組合を運営するなかで、残念ながら組合員から脱退の申し出を受ける場合があります。脱退の種類は、協業組合を除いて自由脱退と法定脱退の2つになります。

定款に規定する組合員の資格及び地区という要件は満たすものの、組合員の意思により脱退するのが自由脱退です。

自由脱退の場合、定款で一定の予告期間、脱退予告は書面をもって行うことが定められており、脱退時期は事業年度末となります。随時脱退を認めてしまえば脱退に伴う持分の払戻しによる財産の減少、通常総会において承認された事業計画書並びに収支予算書の遂行にも支障を来す恐れがあるためです。脱退を予告しても事業年度末まで組合員としての地位を失わないので、臨時総会があれば、その組合員に対しても総会の招集を通知する必要があり、他の組合員同様に総会に出席し議決権を行使することが認められる一方で、賦課金など経費を負担する義務を負うこととなります。事業年度末には組合員の地位を失うため、事業年度終了後に開催する通常総会の案内を通知する必要はなくなります。

もう1つの法定脱退は、下記のいずれかに該当した場合であり、事由の発生が脱退の日となります。

1. 廃業等や地区外への事業場移転を理由とした組合員たる資格の喪失
2. 死亡（個人）又は解散
3. 除名（総会において特別の議決が必要）
4. 公正取引委員会による排除措置命令
5. 持分全部の喪失

持分の払い戻し請求

持分の払い戻しを請求する権利は、脱退の日が発生しますが、一般的に「組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その口数に応じて算定する」と定款で規定しています。この正味資産は事業年度終了後に開催する通常総会で承認され確定しますので、持分を払い戻す時期は通常総会終了後となることに注意が必要です。なお、組合員に賦課金の未納がある場合には、払い戻すべき持分と相殺することができます。

行方不明組合員への対応

組合事務局の方から、「所在不明となっている組合員がいるのですが、どのように対応したらいいのですか。」と質問を受ける場合があります。この時点では対象となる組合員が法定脱退となるのか明らかではありません。このような場合には次のような手続きをお勧めします。

1. 内容証明郵便による所在の確認（本会発行の「年度末事務手引」参照）
2. 連絡期限通過による法定脱退の手続き（理事会の決議）
3. 事業年度末における持分払戻請求権の発生
4. 事業年度末より2年経過による請求権消滅に伴う持分の処理

協業組合の取り扱い

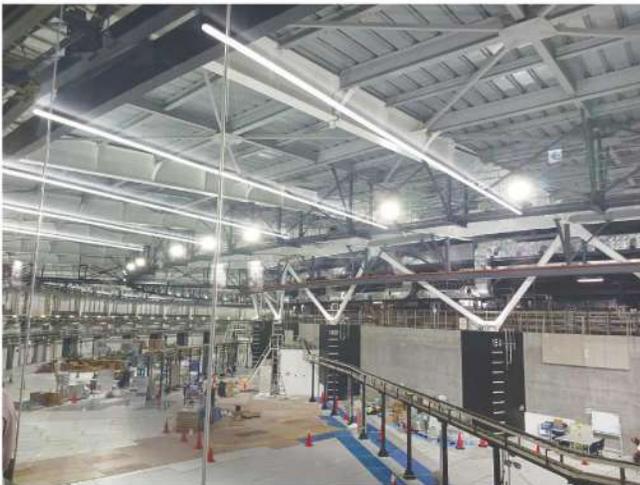
協業組合には、自由脱退という制度がないので、死亡（個人）又は解散、除名等の法定脱退を除いて、持分を譲り渡すほか方法がないため、組合員が脱退しようとする場合には持分譲渡の相手先を見つけなくてはなりません。

次世代放射光施設（Nano Terasu）視察を実施しました。

4月12日（水）、本会役員他20人で次世代放射光施設（Nano Terasu）視察を実施しました。本年12月に本格稼働予定の同施設は、国と地域、民間企業が出資する世界最先端の研究施設です。研究開発を生産性向上に結び付け、オンラインのものづくりを支援する「ナノまで見える巨大な顕微鏡」

です。

本会では、10月11日開催の第75回全国大会（宮城大会）での展示企画及びエクスカージョンとして翌12日に全国の皆様向け視察研修を実施する予定です。



ナノテラス建屋内部



ナノテラス概要説明

宮城県中小企業団体青年部連絡協議会（Miyagi-UBA）令和5年度通常総会を開催

宮城県中小企業団体青年部連絡協議会の令和5年度（第47期）通常総会が4月19日（水）午後4時より江陽グランドホテルにて開催されました。

会員30名が出席し、前年度の収支決算承認の他、今年度の事業計画・収支予算等の議案が原案どおり可決されました。また、宮城県再生資源商工組合青年部の齋藤友和理事、

仙台食肉三水会の高平康一監事の辞任にあたり、役員補選を行い、新たに宮城県再生資源商工青年部の高橋純平氏が理事に、宮城県電気工事工業組合青年部の堀内祥弘氏が監事に選任されました。通常総会後に開催された懇親会では、2023年度全国中小企業青年中央会通常総会が宮城県で開催するにあたり、会員向けにPRし盛会裏に終了いたしました。

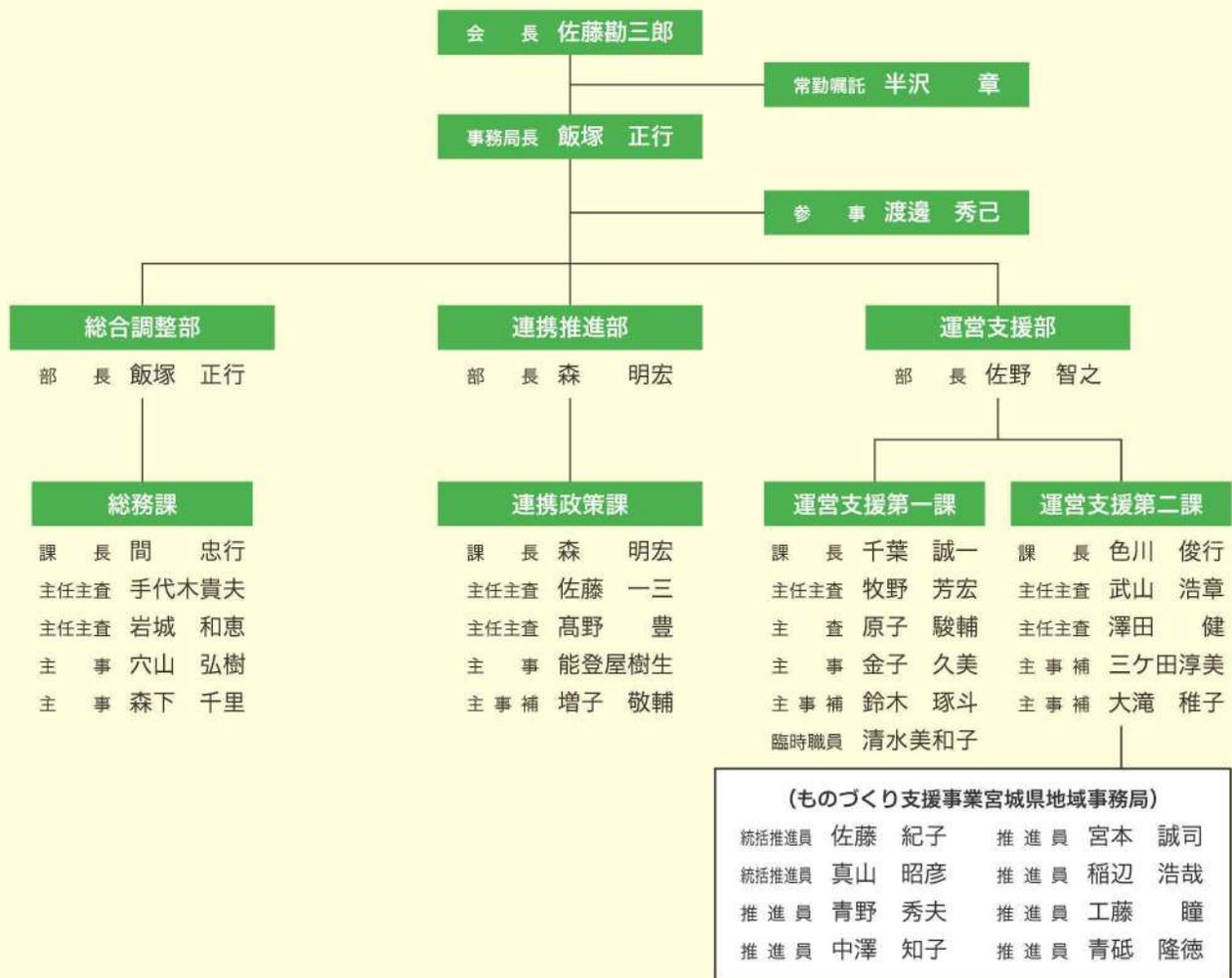


通常総会の様子



PRタイムの様子

令和5年度 宮城県中小企業団体中央会組織・機構図 (令和5年4月1日現在)



メルマガ登録者募集しています!

宮城県中央会では、組合や中小企業の皆様に役立つ情報をメルマガで配信しています。

情報

- 補助金や制度改正のご案内
- 助成事業等募集情報
- セミナー開催情報
- 中央会や中央会関連機関が実施するイベント情報など



登録方法

下記QRコードにアクセスするか、直接URLを入力して、ご登録をお願いします!



※ご登録して頂いたメールアドレスは、情報提供以外の目的では使用いたしません。

URLを直接入力
<https://e.bme.jp/bm/p/f/tf.php?id=miyagi5560&task=regist>

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇うする
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
- 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと

※掛金助成の対象となりません。

ご存知ですか？

中退共の退職金制度。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

安心

国の退職金制度
安心・確実掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう

略称：中退共



〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

定価100円

会員については会費に含まれています。

発行所/宮城県中小企業団体中央会

仙台市青葉区上杉一丁目14番2号

TEL.022-222-5560 FAX.022-222-5557

http://www.chuokai-miyagi.or.jp